

平成30年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月15日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年3月15日（午前9時00分）

出席議員 1番 若宮 淳也 2番 西井 仁司 4番 岡村 広彦
5番 舟瀬 勝 6番 登 喜三雄 7番 濱岡 裕之
8番 牧 幸作 9番 木本タエ子 10番 福井 秀治
11番 八木 淳
欠席議員 3番 溝口 周生

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
政策調整室長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税 務 課 長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	井口 由子	書 記	大谷 悦正

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1. 5番 舟瀬 勝 議員
2. 1番 若宮 淳也 議員
3. 10番 福井 秀治 議員

上程議案

議案第1号 平成30年度 度会町一般会計予算

議案第2号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成30年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第4号 平成30年度 度会町介護保険特別会計予算

- 議案第5号 平成30年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第6号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 平成30年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成29年度 度会町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第9号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 平成29年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について
- 議案第15号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長（八木 淳） ただ今の出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を

進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

5番 舟瀬 勝議員。

《5番 舟瀬 勝 議員》

○5番（舟瀬 勝） 改めまして、おはようございます。

5番議員の舟瀬勝です。ただいま議長より許可を得ましたので、2点ほど質問させていただきます。

私は定年後、今まで10年間になりますが棚橋交差点で朝の児童生徒の通学の見守りをしています。町の中心でありながら道路幅が狭く、車の従来が多く混雑しています。安全安心のために県道38号、県道65号交差点付近の拡幅を希望するものであります。

現在、棚橋交差点から度会小学校までの間は、車の速度制限は30キロです。その間ほとんどの車両は50キロから60キロ、中には70キロ近いスピードで走行している車もあります。40キロ制限にしようとするれば自転車、歩行者の通行帯の確保が必要です。朝の時間帯は高校生の自転車通学、住民の方の通院またごみ集積場所までの移動があります。一度、自転車、歩行者の目線で安全安心の確認をしていただきたいと思っております。

また、県道65号線防災備蓄倉庫から交差点の間の1.5車線では、大型車両の通行が困難なときもあります。棚橋交差点から役場までの間両側に側溝がありますが、車両の通行が多く危険が伴うため、歩行者のためにも早く側溝のふたをしていただき、歩行者の安全を確保していただきたいと思えます。

また、棚橋交差点は変則なため右折・左折・直進が危険で交差点を中心として右折レーンを設けてほしい。現状では交差点内で徐行せず携帯などをもちながらスピードを出しながら通行する車両もあり、交差点内の徐行に協力していただきたいものです。

また、バイパスの件ですが、六、七年前にも、またそれ以前にもあったかと思いますが、現在の船戸から岸ノ上、旧役場現在の地域交流センターあたりまでは河川の崩壊防止のために効果をかね、バイパス道路の実現を願い、その後のバイパスの進展はどのようになっておるか、お考えを聞かせてください。

以上が、私の質問です。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速でございますが、舟瀬議員さんの質問にお答えをいたしたいと思
います。

県道38号線につきましては、非常に住宅が密集しておりますし、道路の拡幅とい
うのは非常に難しく思っております。また、県道65号線につきましても、既に歩道
が確保されておりますし、道路拡幅までの事業を推進するには大変困難であると考
えております。安全の確保対策としまして、昨年度には交差点付近の歩道の確保、
路面の標示を実施をいたしておりますし、また、住民の安全安心のために、柵橋の
交差点に防犯カメラも設置をさせていただきました。

今後も、住民の皆さん方の安全には努めてまいりたいと思っておりますが、お答えにつ
きましても、今の現状としては大変難しいと考えております。

それから、また、もう一つの同じ交差点から役場までの北側のコースでございま
すが、両側の側溝ぶたの設置ということでございます。東側の側溝につきましては、
県道でございますので、三重県に要望しているところですが排水路断面が大きくて、
用水路の兼用であるために、その対策をどのようにやったらいいかということを検
討して、進めているというところでございます。

また、西側のほうにつきましては、柵橋地区の要望というのが、ちょっと記憶が
薄いんですけども、舟瀬議員からはお聞きをしておりますので、西側につきましても、
東と西と同じように柵橋交差点の南側のほうをおって5車線というお話もござ
いましたから、私も気にはなるところでございますが、やれることからまずやって
いきたいということで、北側のほうにつきましても役場までのところは、しっかりと
順次、要望をして実現に向かって努力をさせていただきたいと思っております。

それから、次に、小学校の前から旧資料館の跡地への護岸バイパスの道路につ
きましても、護岸寄りの赤道の崩落箇所が非常に多く、また、河川との関係もある中
で長期的な展望で県への働きかけをしていく方向で進めてまいり、まずは、河川側
の、舟瀬議員がおっしゃったように整備が必要であることから、三重県に要望をし
ながら、やっと平成28年度に河川の局所の傾斜地の改良を一部実施していただいた
ところでございますが、昨年度は、県の予算の配分もありましたのか、なかなか要
望にもかかわらず実現ができず、休止しているような状態でございますので、こ
ともししっかりと継続して実施をしていただくように、お願いをしているところで
ございます。

大変困難な事業であります。当面は、河川側の整備、急傾斜地を事業を進めて
いく予定でございますので、どうか御理解のほどを、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（八木 淳） 舟瀬勝議員。

○5番（舟瀬 勝） ありがとうございます。

現在、棚橋交差点では、度会町の中心的な場所でもあり、また変則な交差点であって、交通量も多く混雑し危険が伴うため、早期実現、それが私の10年間の希望でもあり、願望でもあります。また、10年後、20年後のためにも実現をと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、2点目をお願いします。

清風住宅の建てかえということで、住民の方からもいつごろになるのかなというような話もいただきましたので、清風住宅の建てかえについての期日等がもしわかりましたら、をお願いします。

以上です。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、清風住宅の建て替えにつきまして、舟瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

現在の清風住宅は、昭和40年の建築後52年を経過して、かなりの老朽化しております。戸数が20戸で安全を期して、新たな募集は行わず現在5戸が空室となっているのが現状でございます。

町営住宅の建設につきましては、先に私になってから城山住宅のほうが新しく、現在のことも考えた上での皆さんの御協力で建設をさせていただきましたが、この町営住宅という建設は、財政やまちづくりへの影響が非常に大きく、目指すべき方向というのを、しっかりと検討することが必要であると考えております。

高齢者の増加、社会の多様化している現在、建て替えとあわせて空家との調整も考慮に入れながら、ストックを総合的に活用して困窮する方に公平に供給できるような方策を考えて、住民の住生活安定と社会福祉の増進に寄与するものとして、今後、十分に検討して、構想から計画への段階でございますけれども、そういったことで、これからの住宅としての、町営住宅としてのニーズ、必要性ということを考えながら、それから、また今の清風住宅のあり方と敷地面、あるいはこのゾーンの一角をどのようにしていくかということも検討しながら考えて、また財政面の裏づけということも考えながら、いろいろとそういったことを踏まえた上で、しっかりとこれから構想、計画をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 舟瀬勝議員。

○5番（舟瀬 勝） ありがとうございます。

清風住宅、町営住宅も民間の住宅とのいろんな絡みもあって、なかなか難しいかと思っておりますけれども、早期実現に向かってやってもらいたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

これで、私の質問も終わらせていただきますけども、特に、交通量の多い交差点が自分としてももう10年間ずっと毎朝見て危険が伴っておりますので、早期実現も希望しますので、よろしく申し上げます。

では、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、舟瀬勝議員の質問を終わります。

続きまして、1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） おはようございます。

1番議員、若宮淳也です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

人口減少社会が各地域で進む中、この度会町がそれに歯止めをかけ、他の地域から若者からお年寄りまでこの度会町に移住してもらうためのまちづくり、そして、定住してもらえるためのまちづくりは、この度会町を発展させていくために必要な課題となってきます。

本日は、1、移住・定住の促進。2、空き家対策のこの二つの観点でお伺いしたいと思います。

まず、移住・定住の促進について、全般的にお伺いしたいと思います。

移住・定住につきましては、以前の議会で他の議員さんのほうから質問もありましたが、私もこの視点はとても重要な問題と考えておりますので質問させていただきたいと思います。

度会町の高齢化率は32.69%であり、全国平均が27.30%で、三重県の市町は平均28.18%という平均よりも高い状況でございます。

一方で、人口もこの10年で約800人が減少してきております。少子高齢化に対し人口減少に歯止めをかけることは、この町の優先課題だということは、私から言うまでもございません。

一方で、都会で暮らしてる人が田舎で暮らしてみたい。退職した後、生まれた地元に戻ってきたい。あるいは、若い人たちも自然豊かなところで子供を育てたいというニーズもあります。

度会町には、緑豊かな自然、きれいな水や空気、そして子供たちを育てる上でもお年寄りが暮らしていく上でも、静かで住みやすい環境があります。こういった強みを生かして、度会町で暮らしたい人や移住したい人に働きかけをして移住・定住を促進し、人口減少に歯どめをかける必要があると思います。

これまでは、産業振興、企業誘致、新しい施設の建設などで人口を増やそうとしている考えが多くの市町村にもあったと思いますが、どれだけそこに力を入れても、

なかなか思うような成果が上がらなかったといってもいいのではないのでしょうか。

そして、発想の転換をして度会町に人を呼び込み、移住・定住の促進といった視点から考えていく。今の時代にあった新しい形のベッドタウン構想が必要ではないのかと考えます。

まず、人が住んでもらうようにするための基盤整備や支援策を打ち出していく。そのことで住まいとしての度会町の魅力を知ってもらい、この度会町を新しい住まいとして選んでもらえると思いますし、度会町に暮らす人が増えれば、そこに商いも生まれ、産業振興や企業誘致も可能になるはずだと考えます。

他の市町では、積極的に移住・定住についての取り組みをしている地域もあります。度会町は高速道路にもすぐアクセスできます。松阪市や伊勢市にもアクセスしやすく、生活する上での利便性もあるので、他の地域と比較しても遜色なく、移住希望者にとって最適な移住先として売り込めることができるはずです。

しかし、現状では移住希望者や地域住民からは他の市町と比べても移住希望者への情報提供や補助、支援が弱いのではないかという指摘を聞くこともあります。

これは、我々が意識をもって取り組めば改善できる分野だと思います。度会町も移住・定住に関する空き家や土地、あるいは農作地や働く場といったような情報を、移住を希望する人たちが把握できるよう町からの情報の発信、提供。そして、役場でのサポートをしっかりできる体制を整備する必要があるのではないかと考えます。

また、移住・定住を促進していくためには、支援策や補助などの整備も進めていかなければなりません。都会からの移住者の中には農業をしながら生活をしたいという人も増えております。こういったニーズに対応し、田畑を活用できる環境に整える必要もあると考えます。

一方で、子育てする世代は、核家族やひとり親家庭が年々増えてきており、若い人たちをしっかりと支援していく子育ても応援していく必要があると思います。若い世代が移住したときの町内の企業や働く場の紹介などにも対応して、総合的に移住者をサポートしていかなければならないと考えます。

現時点で、移住・定住についての支援策や補助と、その構築についての町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それが、1点でございます。

そして、二つ目、空き家対策についてでございますが、加えて、年々増える空き家の利活用などの空き家対策と移住・定住促進を組み合わせる取り組みでいくのは重要なことだと思います。

空き家対策は、自治体の協力も得ながら実際どれぐらいの空き家があるのかを調査し、実態把握に努めているところであると思いますが、現在、空き家の数は185軒ほどと報告を受けております。

今後、さらに空き家の実態把握に努め、それぞれの空き家の状況を整理していくことが必要であるということは、私から申し上げるまでもございません。

そして、利活用できる空き家につきましては、移住者に対して積極的に活用してもらおう。また、そうできるように環境を整備し、住まいとして移住希望者に空き家を販売したり、賃貸として貸し出したり、空き家を活用してもらおうことも考えていく必要があると考えます。例えば、都会からの移住者に対して空き家を提供したり、ひとり親家庭の移住者に対して空き家を安く賃貸できるような環境を整えていくことは、空き家対策と度会町への移住・定住促進の二つの視点を同時に相互補完的に進めることとなり有益だと考えます。そのためにも実態把握、そしてどのようにすれば空き家を移住・定住先として利活用できるのか。何か空き家に対する利活用のお考えがあるのか。支援策、補助も含めて町のお考えをお伺いしたいと思います。

また、町長は以前に議会で答弁されていまして、町は平成28年度に実態調査を行い、平成29年度に所有者の意向調査、データ化を行い、計画策定をし、平成30年度から取り組みがスタートする流れですが、現段階でどのような進捗状況になっているのか。お示しいただき、そして、この平成30年度、平成31年度とこれからの空き家対策にどのように積極的に取り組んでいくのか。あわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

今回の質問につきましては、「移住・定住の促進」と「空き家対策」の2点についてでございますが、その目的が共通しているという中で、人口減少の中での対応という策でございますので、併せてお答えをさせていただきたいと思っております。

また、本件につきましては、以前、町議会定例会におきましても、他の議員さんから関連する質問もいただいておりますことから、答弁の内容が重複する部分があるかと思っておりますので、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

既に、御承知のことかと思っておりますが、総務省が本年1月に公表をいたしました2017年の人口の移動報告によりますと、東京圏は転入者が転出者を11万9,779人を上回り転入超過となって、そして、2年ぶりにふえて2009年以降で最大となりました。

一方の転出の超過につきましては、全市町村の76.3%という結果となり、懸念されております東京の一極集中というのが、さらに加速しているというのが状況でございます。

このことは、当地の三重県でも4,063人、また度会町におきましては、独自の集

計でございますが88人が転出超過という結果となっております。議員さんがおっしゃったように、約800名ぐらい減少はしておりますけども、当町は、前年に比べますと転出者が減少し、加速はやや緩和されたものの、依然、社会減には変わりなく、深刻な状況が続いておるのが現状といえると思います。

今回の若宮議員さんの質問の趣旨としましては、この人口減少の歯止め策とする、この2点の取り組みの現状と課題解決に向けた、今後の方向性というのを町のほうでどう考えているかということの理解をいたしましたので、今から整理をしながらお答えをしたいと思います。

まず、現状から申し上げますと、町の相談窓口を今、政策調整課としておりますが、現時点で把握しております問い合わせの件数につきましては、町外の方からの移住の相談件数が平成28年度は12件、今年度が、15件ございました。また、町内の方などからの空き家制度の確認につきましては、平成28年度が2件で、今年度が4件という状況でありまして、月平均しますと約1件程度の問い合わせをいただいていると聞いております。

このことにつきまして、よく考えてみますと待っていて移住相談を受けて空き家はどうかということを受けてやるんか。非常に少ないから呼び込みをするのかというところの施策の、そのバランスだと思いますけども、現状としては、うちへ来ている形で、このような月1件の程度でございます。

内容につきましては、まず、相談窓口をうちは議員さんの御指摘のとおり、移住・定住、それから空き家制度は私の日ごろの観点からいいまして、まだ早急にこれをこれというような支援制度を構築はしておりませんが、まずは、相談窓口から度会町が環境がいいところだから、こういうことで進めたいんだよということをお願いした真剣に取り組んでいただいている方をピックアップしながらいこうということで、窓口を設けておりまして、そんな中でも受け身的な、また要素が強いんですけども、各1件ぐらいの程度と聞いております。

具体的な議員さんのおっしゃるよう呼び込みをしないかやないかということの観点からいきますと、そういった取り組みにつきましては、まず、やはり情報発信やと思いますので、町からの情報発信と情報提供の分野では、一例でございますけども、町のホームページ内での移住・定住の専用ページの開設に加えまして、移住応援パンフレット「わたらいふ」の作成によるPRをするような情報発信に、今、努めている現状でございます。

また、スケールメリットを生かした広域の連携事業の実施。これは顧客の呼び込みの促進事業といったもので、各市町との提携でやってる、例えば南三重したみちよりみちバイク旅、これも一つの切り口かと思えます。若い人たちに度会町のよさを知っていただくという、また広めていただくと。こういったことのほか県の主催

による東京、大阪の都心部での移住相談会への参画につきましてもまだ移住には至ってはおりませんが、あわせて23件の移住希望者からの相談を受けるなど、町からの働きかけとしての新たな一歩となっております。

その他の取り組みとしましては、今年度から始めました特産品のPRを兼ねた「結婚応援事業」、これもうちとしてはよそよりは遅れてるという観点から言えば遅れてるんですが、私としては今ぐらいがちょうどいいときかなということで踏み切って、独自の政策でみんなと連携としてということで、伊勢市等のほうにもお願いをして、広く結婚応援事業をやっていこうということで、今2年目ぐらいになります。

それから、「官学連携事業」ということで、学生さんの勉強等をやはり地域に対しての知識を高めるためだとは思っておりますけども、これが移住・定住とか、地域特産物のPR、また若い方々のアイデアを取り入れていただくということになるということで、うちも官学連携事業を一応進めて、若者のターゲットとした定住促進ということへも、入り口としての取り組みをしております。

加えまして、若宮議員から提案のありました、「若い人たちへの支援、子育ての支援の必要性」という点につきましては、もうよく御理解はいただいているとは思いますが、重点的に支援対策が明らかに、おっしゃったように人口の減少の歯止めにもなるんじゃないかということの切り口として、子育て支援の必要性ということから、子育て支援対策、あるいは、この本議会でも提案しております。今の子育て支援対策、私の重点施策でございますが、こういったことの対策とか、あるいは、未就学児の子ども医療費の窓口無料化。これも皆さんからの御質問を受けて、やっと1町ではなくして、伊勢市さんを中心に、この9月から未就学児の窓口の医療の無料化というのが実施できるようになりました。

そういったことの一つ一つ、一步一步でございますが、移住・定住による人口減少の歯止めにつなげていきたいと考えております。

次に、空き家対策につきましては、御承知のとおり、全国的に空き家等の増加が問題になる中で、倒壊の恐れなどがある空き家を強制的に撤去できるなどを盛り込んだ「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月に全面施行されました。

これは、私自身は非常に画期的なことだと思いましたので、ここから空き家の対策を本気で考えようかというのが、私の施策の中にずっと入っておりましたが、実施を伴うところへいくようにということで、3年間をかけまして、議員さんがおっしゃったような平成28年から平成30年の中で一步一步をやっていこうかなということになったきっかけとなっております。法律でございます。

また、このような情勢の中、空き家バンクの創設などにつきまして、これはどこ

か市も行っていきますが、うちはまだそこまでいっておりませんが、まずはやっぱりこれから、それを空き家バンクのところに行き着くまでは、これから一步一步意向調査等で進めていきたいと思っておりますが、今の現在のところでは、さきのとおりの一部の方からの問い合わせはあるんですけども、その中で、特に目立った御指摘等につきましては、現在のところは見受けられない状況にあるのが事実でございます。

しかしながら、若宮議員の御質問のとおり、都会からの移住者に対する空き家の提供、それから、利活用としての環境を整えるということは有効的な施策であると思っておりますので、その考えには同感はいたすところでございます。

町の具体的な取り組みにつきましては、今言いましたが、平成28年度から3カ年を目途に制度を構築することを目指しております。平成28年度、平成29年度は実態調査、平成30年度には「意向調査」及び「データ化」を経て、特別措置法に基づく計画の策定につなげる作業を進めてまいりたいと思っております。

また、昨年10月末に試行の運用を開始されました、国土交通省による「全国版空き家・空き地バンク」の情報収集、それから町の空き家バンクの制度構築の検討については、今も申し上げたように取り組んでいるところでございます。

これからの方向性につきましては、町の実情をしっかりと把握をした上で、移住者をサポートできる、議員さんのおっしゃる体制の整備を検討しながら、定住促進を見据えた新たな支援制度の構築、この構築というのは、議員さんが今、指摘されておるようないろんな各市町村やっておられます。そういったことに類似したことになろうかと思っておりますが、例えば移住してきた方に対するざっくりいえば、軽減制度とか、優遇制度。これについてはいろいろ市町もずっと調べてみましたが、これといった施策にはまだなっていないという話も聞いておりますし、みんなやっぱりこつこつと努力をされているのかなということでございますので、度会町も、そういったことをやりながら支援策、最大限の支援策で、例えば財政的に支援する場合は限度額を考えてということになりますし、そういった非常に来やすい、住みやすい、住む気になりやすいというような制度の構築、支援制度を、これもまた具体的に示していかなければならないと思っております。

それから、また、この度会町に見合った空き家バンクの創設。空き家バンクの創設ということでよそもやっておりますけども、例えば、不動産業者の方にも空き家バンクを創設して委託をしてやっていると調査もありますし、また、それはやらずに、その市町村独自でそういったことをやる方向性のあるマッチングかなんかを団体を組んでやっていくというようなケースもございますが、度会町の場合は、この空き家バンクの創設に至るまでに、どういう角度でやるかということも、また検討しながら、あらゆる角度から、この人口減少の歯どめを検討していきたいなと考

えておりますので、いつも言います一日一歩のような積み重ねの政策の一つだと考えていますので、諦めずにしっかりとおくれればながら実行、実施に向かって努力をしてまいりたいと思いますので、その節には議員の皆さん方の御意見等も拝聴しながら進めたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いをしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございました。

町長の御答弁にもありましたように、これから移住・定住促進策も展開し、空き家対策も進めていただくということでありますので、ぜひともよろしく願いいたします。

都会の方というのは、もう人口が必ず今現状でも増えてきているということなんですけども、私自身も都会のほうに10年ほど暮らしておりましたが、やはりそういう話の中でも田舎があるというのほうはうらやましいことであるというのもよくお年寄りの方とも聞いております。

そして、都会に、みんな若いときには出ていくというケースはもう今、最近でも常に見られる光景ではありますけども、とにかく度会町の土地や田畑や、そして空き家や、そういったものをフル活用して呼び込める一つの糧になればいいかなと、私も思っていますし、まず、その農業をしたいという方が都会の方でもたくさんみえるようですので、空き家バンクの創設という形を、まず目指していただく中で都会のほうからの移住者というの、まず重点的に持っていただけたら、少しは人口減少の歯止めについてよき成果が出ると思いますので、ぜひともそれにつきましても努めていただきたいと思います。

そして、度会町の自然環境のすばらしさ、きれいな水や空気。これはもうお金で買えない価値であると同時に、度会町に移住を考える人たちにとって大きな魅力になるはずだと思います。

あわせて、高速道路も含めて都会や近隣の市町にアクセスできる交通網もあります。こういったものも積極的に発信し、また住みよいまちづくりをしていくことが大切だと考えますので、ぜひともその件に対してもよろしく願いいたしたいと思います。

企業誘致、産業振興をするから人が集まる、度会町が活性化するという考えから、住みよいまちをつくっていく町民のみならず、町外の特に、先ほど申し上げたように都会の人たちのニーズにも対応でき、また若い人たちのニーズに対応する住みよいまちづくりを展開していくことで、人が集まる。度会町に移住する人たちが増える。そして、人が集まり、度会町に生活する人が増えれば商いが生まれ、地域の労

働力も高まり、企業誘致も行われるだろうし、産業振興も進むはずです。まさに発想の転換をして、移住・定住政策を強化するべきだと考えておりますので、町としても今後、近隣市町の取り組みや社会のニーズに対応しながら意欲的に取り組んでいただきますようお願い申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時36分休憩）

（9時50分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただきます二つの件につきまして質問をさせていただきます。

まず、土曜授業についてでございます。

この土曜授業についてでございますが、私はあの悪名高いゆとり教育の反省からスタートしたものだと思っておりましたが、少し違っていただいております。

平成25年に文部科学省から出されましたガイドラインによりますと、地域における多様な学習や体験活動の機会充実などに取り組み、子供たちの自立する力、ともに生きる力の育成につなげようとするものであります。

また、三重県では全国一斉学力テストにおいて、下位の成績が続いたために、鈴木知事の肝入りでもって三重学力向上県民運動を展開しているところでございます。それと連携しながら進めていくということで、平成26年度から年6回程度の授業が行われております。

それが、ここにきて、この土曜授業を伊賀市では、新年度から全廃するとし、そして松阪市では年間8回から10回あった土曜授業を年四、五回に半減することに決定したと聞いております。

全廃した伊賀市では、学習時間を確保するため、夏休みを4日間短縮し、8月28日から午前みの授業時間を設けるそうでありますが、この夏休みを減らすことはいかがなものかと思えます。

この土曜授業を減らす主たる目的と要因は、かねてから言われている教師の長時間労働にあり、その先生方の負担軽減策であると言われております。松阪教育委員会の調査によりますと、クラブ活動のある中学校教諭の残業は月々の差はある中、平均34.4時間に上ったそうです。これを年換算すると約413時間となります。

教師らには、時間外労働の上限がないらしいですが、厚生労働省が一般企業の社員に設けている上限である年360時間を大きく上回るところであります。市教育委員会の担当は、部活動の指導や生活指導が原因と説明されております。

今、過労死や働き方改革が議論されている中、負担を軽減しようとする方策として、部活動の休養日を設けることや、活動時間を減らす方向へと変わっていくものと思われまます。

また、我がまちの新年度予算の中にありました部活動指導員の採用の事案のように、今後、専門性を有する外部からの人材の活用が考えられております。

そして、津市教育委員会では、教員の事務作業の肩代わりをする教員支援員を配置することを国に先駆けて決定いたしました。何と言っても土曜授業で出勤された場合、必ず代休をとることを徹底してほしいと思います。この振替休日を取得できていない現状を打破する環境整備に努めるべきであると考えます。

何としてもせっかく定着してきた土曜授業をなくすことのないように、いろいろな策を講じていただきたいと思うものであります。

今、小学校では外国語活動として英語に取り組んでおります。本年度からの移行期間を経て、平成32年度から正式な授業として取り入れられます。このように進めば、さらに土曜授業の意味合いも深まってくるものと思います。

度会町の教育委員会として、このことをどのように捉えておられるのか。そして、今後に向けての考え方について教育長にお尋ねをいたします。

○議長（八木 淳） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） おはようございます。

土曜授業につきまして福井議員さんからの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

土曜授業につきましては、今、福井議員さんからもありましたように、平成25年度、学校教育法施行規則の一部改正の施行と前後いたしまして、土曜日の授業のあり方や課題に向けてさまざまな県レベルの委員会等で協議を重ねてまいりました。そして、県教委から平成26年2月、土曜日の授業に関する基本的な考え方が取りまとめられまして、平成26年度の半ば、2学期以降なんですけど、全ての市町で土曜日の授業が導入されました。

土曜日の授業が実施された背景には、今、福井議員さんもおっしゃいましたように、家庭や地域の参画がいろんな理由で得やすいということや、子供たちが地域での体験的な活動を通して、日ごろの学びと実体験が結びついてより深い学びとなることへの期待、あるいは補充学習、そして、発展的な学習を行うことによって学力向上等の期待も持っていたところがございます。

そこで、度会町の今年度の土曜日の授業について具体的な内容を、ここで御説明

させていただきたいと思えます。

今日現在で、小学校が7回、中学校は8回実施しております。県内での平均的な回数となっております。

このうち内容ですけれども、授業参観・運動会、あるいは文化祭、こういった行事につきましては保護者、あるいは地域の方が参加しやすいということを考慮いたしまして、原則土曜日の開催とさせていただいております。

そのほか小学校では、地域の学習、いわゆる地域体験学習、例えば、米づくり体験など、あるいは、図工などの連続的な授業を持つことによって作品づくりが完成がしやすいということもありまして連続授業。そして、あとは学力補充を中心に実施をしております。

また、中学校では、基礎・基本の定着と、主に学力補充が中心となっております。

なお、この運動会や文化祭等の午後の活動、いわゆる一日活動を行う場合には振替休業日を設けております。

土曜日の午前だけの活動の場合ですが、この場合は児童生徒の休業日は設定せずに、教職員は法令に基づく同一週を中心に振替が設定されております。

成果といたしまして、小・中とも授業時数の確保による基礎基本の定着並びに実力テスト対策。中学校では、特に進路指導対策等が図られているところでございます。

課題といたしましては、各教育関係機関や団体、そういったところが主催しております土曜日の各種大会等、年間通してたくさんございますけれども、そういう各種大会等の実施により、小・中とも学校の計画的な土曜授業日の確保が苦慮しているという現状がございます。もう一つは、教職員の同一週での振替休業調整が難しいということが挙げられております。

福井議員も御指摘いただきましたように、一部の地域で実施の取りやめ、あるいは回数の削減、今、御指摘いただいた松阪等でございますけれども、本来の休日としての土曜日を復活させて土曜授業分の授業数を長期休業期間の短縮により確保するという内容でございます。これにより同一週の週休、いわゆる休業振替の課題解消が図られるものと思われま。

ここで、福井議員も御指摘いただきましたように、この土曜日の授業による教職員の長時間労働からその負担軽減策としての土曜日の授業の見直しについてございますけれども、先ほども申しましたように土曜日の行事につきましては、翌週の主に月曜日を中心に児童生徒、そして教職員とも振替休業日をとっております。

午前中の土曜授業につきましては、教職員は法令に基づきまして同一週の休業振替取得を推進をしております。仮に、同一週で取得が困難な場合につきましては、長期休業中に代休日として取得するというようにしております。土曜日の教育活動

が教職員の過度な負担にならないよう努めているところでございます。

また、教職員の時間外労働の、福井議員の御指摘いただきました時間外労働の削減につきましては、毎週、定時退校日や、部活動休養日の設定、毎月時間外の調査をしております。教職員の健康状態の把握、必要に応じて学校医による健康指導やストレスチェックの実施なども行っておるところでございます。

今回、御指摘いただきました点についても含めて、この3月議会で新たに部活動指導員の配置をお願いしたところでございます。この事業も職員の負担軽減を図ることを目的の一つとしております。

しかし、新しい学習指導要領の改訂による小学校で次年度から新たに始まります道徳の教科化、平成31年度からは中学校が道徳の教科化、そして、英語活動が小学校で導入をされるという、そういう流れになっておりますが、このような学校教育を取り巻く情勢が、ますます教職員への負担がふえることが予想されております。国の方針、そういったものをずっと見据えまして、県や、あるいは近隣市町と連携を図りながら実態に即した軽減方策に努力していきたいと思っております。

今後の土曜日の授業につきましては、児童生徒・教職員の過度の負担にならないように配慮しながら、土曜日の授業が児童生徒にとって有意義なものとなるように、適切に対応していきたいと思っております。

教育は、学校・家庭・地域が相互に連携して取り組むことが大切と考えております。

児童生徒が将来社会人として自立するために必要な力は学校だけでなく、家庭や地域の方々の協力によってより大きなものとなると確信をしております。

最後に、町民の皆様方や議員の皆様方の御協力・御支援をお願いいたしまして、福井議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 大変御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

子供にとって、よりよい土曜授業でありますことを願っております。

次に、大災害時における弱者避難につきまして、町長に質問させていただきます。

東日本大震災が起こったのが、平成23年3月11日、ちょうど前の日曜日にありまして7年が経過したところでございます。この大震災の際におきましては、被災地全体の死者数の亡くなった方のうち65歳以上の高齢者の死亡者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったそうであります。

このように弱者といわれる高齢者や障がい者が逃げおくれ被害が増大したことを受けまして、災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。度会町は、平成24年に整備されたそうでございます。そう

例えば思い出されます各家庭に説明書と申込書が配布されたという記憶がございます。そのときの台帳の登録者数が941名あったと聞いております。

当然、その後において死亡される方や新たに要支援に登録される方もあり、時とともに変化していくもので、名簿の更新はどのような頻度で行われているのでしょうか。

また、高齢者や障がい者から弱者の避難を手助けする人の氏名や、避難先を明記する個別計画は国が作成を義務づけてはおりませんが、共同通信社の全国市区町村アンケートによりますと、この個別計画を完成している自治体は全国で12.2%にとどまることがわかっております。残りは着手したが未完成というのが46.1%、40.9%が着手していないと回答しており、人口減や高齢化で支援者を指名することが難しいとか、膨大な数の個別計画を作成するのは困難と指摘するなどが個別計画が進まない理由であるといっております。

このような中、度会町は作成をされているのか、お聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

大規模災害時の弱者、高齢者、障がい者の部分についてでございます。

度会町の避難行動の要支援者の名簿につきましては、平成24年度に整備がなされ、それから、この議員さん最初が941名とおっしゃられましたが、年々登録更新を、一応指示をしておりますので、そういった中で、平成29年度におきましては809名の方が御登録をいただいております。もちろん基本的には手挙げ方式から始まっておりますが。

また、御質問の名簿の更新につきましては、年に一回、町広報紙において登録の周知を図るとともに、各地区の自主防災会の方々をお願いをいたしまして、新規の登録者の把握、また既登録者の方々の登録内容の変更につきましても確認をとっていただき更新をしている状況でございます。また、民生児童委員さんにも御協力をいただきながら、別角度から随時登録もさせてもらっております。

個別的な計画につきましては、現名簿に支援者の情報といたしまして、それぞれの方々の要支援者の方につきまして3名までを登録としておりまして、内容は支援者の氏名と住所と連絡先となっております。

今後の取り組みとしましては、この現在の個別計画における支援者の情報につきましては、地区により支援者の形態がさまざまでございますので、「親族」「地域の方」「公共機関等」の「自助」「互助・共助」「公助」の枠組みを意識をした支援者が計画されるように、内容についてもっと細かく、例えばこの弱者の方々の医

療的な処置が必要とか、あるいは身体のところが非常に不自由になっておるとかいう場合とかいったようなことも含んで、これからもそういったことをもっと内容を大きく計画されるように見直しをしてまいりたいと考えております。

この点につきましては、今後、やはり自主防災会の方々とも検討を重ねながら、最善の体制が取れるように整備をしてまいりたいと思いますので、どうか、各地区ともども議員さんの方々の御理解のほどを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、社会的弱者（高齢者、障害者等）の方々の避難につきましては、まだ、なかなか具体的な避難行動の計画もやっておりますが、今後、総合防災訓練、かなり充実してきておるとお思ひしておりますので、そういったこと。それから、昨年、非常に皆さんに驚きもありましたけども周知なしの災害は突発的にやってくると。時期を問わないということの中で、周知なしの継続して行う訓練の中で、避難誘導の方法、それから避難所への避難をしてからどのように活動をしていくか等を、そういった非常時の災害などに備えた、もう一步踏み込んだ具体的な行動を配慮して、一つでも多くの活動状況を応用しながら地域一体の連携の充実を、これから図っていきたくお思ひしておりますので、これもやはり、先ほど言ひましたが一步一步の積み重ねの施策でございますので、こういったことを御理解いただきながら、こういう体験への御協力も御支援をよろしくお願ひをしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございました。

既に、きちっと整備されているとのことでは素晴らしい限りであると思ひます。

しかし、将来を考えれば、この避難計画がうまく機能するのか。心配するところでもあります。高齢化がどんどん進むことや薄れゆく近所のつき合い。また行き過ぎたようなプライバシー保護、これは私だけの考えかも知れませんが、いろいろな状況でますます難しくなることが想定されます。もう一度根本から見直していただき、立派な計画に仕上げてくださいことをお願ひ申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(10時12分)